

旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の運営方法に関する取扱い（案）

1 会議の公開

会議については、公開とする。

2 会議開催の事前公表

会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。

3 会議の傍聴等

- （１）傍聴者の定員は５人とし、希望者が定員を超えるときは先着順とする。
- （２）傍聴者は、会議の開始時刻までに受付を終えることとします。
- （３）傍聴ルールを次のとおりとし、傍聴者に配付する。

傍聴ルール

- ・会議は、静かに傍聴してください。
- ・傍聴者は、発言はできません。
- ・委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- ・ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないでください。
- ・会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないでください。
- ・このほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。

4 会議資料の提供

配付により、傍聴者に対し会議資料を提供する。

5 会議録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録、個人名は無記名とし、内容については、参加者の確認を得た後、これを市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

6 参加者名簿

参加者名簿については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。